

評価基準に関する留意事項(舗装特別簡易型)

評価項目		留意事項	様式	添付書類
企業の施工能力	過去10年間の同種・同規模工事の施工実績の有無	同種同規模工事とは〇㎡以上の〇〇工のこと。 平成〇年度以降に元請として施工し完了した実績(共同企業体による施工を含む)であること。 ※旭川市内において施工された公共工事があれば優先して記入する。	5	CORINSの写し 契約書等の写し
	旭川市発注工事(〇〇工)の過去2年間の工事成績評定点の平均点	当該工事と同一業種の工事で、平成〇年度から平成〇年度に完了し、旭川市総務部契約課から評定結果の通知を受けた工事を対象とする。 対象とする2年度間に、旭川市総務部契約課から評定結果の通知を受ける対象となる工事を請け負っている場合で、評定結果の通知を受けた工事がなく(しゅん功年度が翌年度以降)は、さらに前年度(平成〇年度)の評定結果を受けた工事を対象とする。 対象工事が1件の場合は評価点から0.5点減点する。	7	
	ISOの取得	ISO9001, ISO14001の取得の有無を確認。		認定証の写し
	自社雇用の技能者の配置	技能者とは、職長、オペレーター、アジャスターマン、レーキマンとし、それぞれ1名以上、当該工事に従事することが出来る施工体制を評価する。		3か月以上の継続雇用を確認できる書類
	主要機械の自社保有の状況	主要機械とは、アスファルトフィニッシャ、ロードローラ(マカダムローラ)、振動ローラ及びタイヤローラとする。 ロードローラ(マカダムローラ)及び振動ローラについては、どちらか一方の保有とする。 自社保有には長期リース(当該工事の工期を含む6か月以上)で確保している機械を含む。		車検書又はリース契約書の写し

評価基準に関する留意事項(舗装特別簡易型)

評価項目	留意事項	様式	添付書類
	旭川市と周辺8町(鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町)の地域内に自社経営又は共同経営でアスファルトプラントを所有していること。 (共同経営とは, 複数の企業が共同出資しているもの)		所有を証明できる書面の写し
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格 保有する資格は〇〇施工管理技士, 〇〇士(〇〇部門)とする。	6	資格者証の写し
	※注意事項 ・落札者決定後の配置予定技術者の変更については, 変更後の技術者が当初の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者であること。		
地元業者活用・地域精通・社会的貢献	地元業者の活用 地元業者の活用(資材購入等を含む)について, 活用率を記入する。 なお, 本工事のしゅん功時に, 「地元業者活用報告書」(様式9)を提出すること。	8	
	旭川市内に本店又は営業所の有無 「市内に本店あり」とは, 公告日において, 旭川市建設工事等入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されている者をいう。 「市内に営業所あり」とは, 公告日において, 旭川市建設工事等入札参加資格者名簿に「22市外」又は「32市外」(旭川市内の営業所が当該工事に対応する建設業許可を有していない者を除く。)で登録されている者をいう。		
	旭川市との災害協定締結の有無 ・公告日時点で締結していること。 ・所属する協会等が本市と締結している場合も含む(災害協定には, 本市からの「非常事態に伴う除雪作業の協力について(依頼)」に基づく承諾を含む。また, 協定書等の写しのほか, 協会等への所属を確認できる書類を添付のこと)。	10	協定書等の写し
障がい者雇用の推進実績の有無	A 障がい者の雇用状況について報告義務のある企業 (1), (2)のいずれの要件も満たしていること。 (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める方法で算定した障がい者の雇用率が同法第43条第2項の規定による率を上回っていること。 (2) 旭川市内にある本店, 支店等の事業所において, 障がいのある方を現に雇用していること。	10	障害者雇用状況報告書の写し
	B 障がい者の雇用状況について報告義務のない企業 (常用労働者総数が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による数未満の企業) (1), (2)のいずれの要件も満たしていること。 (1) 障がいのある方を1人以上雇用していること。 (2) 旭川市内にある本店, 支店等の事業所において, 障がいのある方を現に雇用していること。		

評価基準に関する留意事項(舗装特別簡易型)

評価項目	留意事項	様式	添付書類
<p>子育て支援・男女共同参画の推進実績の有無</p>	<p>(1)から(4)のいずれかの要件に該当していること。</p> <p>(1) 従業員(常用労働者)総数が100人以下の企業(旭川市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する企業)で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、北海道労働局へ届け出ていること。</p> <p>(2) 育児休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ア 育児休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。 イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。 ウ イの要件に該当する取得者のうち取得期間が120日を超える取得者がいること。</p> <p>(3) 介護休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ア 介護休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。 イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。 ウ イの要件に該当する取得者のうち取得期間が45日を超える取得者がいること。</p> <p>(4) 出産や育児、介護を理由とした退職者の再雇用について制度を定めており、旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に再雇用の実績があること。この場合、雇用とは、正規雇用した者であること。</p>	<p>10</p>	<p>一般事業主行動計画策定・変更届の写し 制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写し 制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写し 制度内容を規定した文書の写し</p>
<p>消防団協力事業所表示制度の協力事業所としての認定の有無</p>	<p>・旭川市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき表示証が交付されていること。 ・認定期間満了日が公告日以降となっていること。</p>	<p>10</p>	<p>認定通知書等の写し</p>
<p>保護観察所での協力雇用主としての登録の有無</p>	<p>・法務省と厚生労働省の連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」により、北海道内の保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録されていること。 ・証明書は公告日の属する年度の4月1日以降のものであること。</p>	<p>10</p>	<p>協力雇用主証明書等の写し</p>